

岡山大学研究教授の称号の付与に関する規則

平成30年9月27日
岡大規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山大学（以下「本学」という。）における優れた研究力を有する研究者が研究代表者として活躍することを促進するために設ける岡山大学研究教授制度に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 研究教授の称号は、本学の准教授であって次の各号のいずれにも該当する者に付与することができる。

- 一 国際的に認められている論文を執筆していること
- 二 大型研究において研究代表者として認められている者又はそれに準じる者であって大型研究の研究代表者となろうとしている者

(手続)

第3条 前条に該当する者が研究教授の称号付与を希望する場合は、当該希望者が前条の資格にかかる資料を作成し、所属する部局長の承認を得て、学長に申請するものとする。

2 学長は、申請された資料に基づき、研究教授称号付与の可否を決定し、その結果を申請者及び当該部局長に通知するとともに、称号を付与する場合は、教育研究評議会に報告する。

3 学長は前2項の手続について研究担当理事が兼ねる副学長に委任することができる。

(通知等)

第4条 研究教授には、文書にその旨を明記して通知するものとする。

2 研究教授の称号を付与された者が希望する場合は、当該称号付与について人事記録に記載するものとする。

(称号の取り消し)

第5条 学長は、研究教授の称号を付与された者が、その榮譽をけがすと認められる行為を行った場合は、研究教授の称号を取り消すことができる。

(外部資金の間接経費に関する特例)

第6条 学長は、別に定めるところにより、研究教授の称号を付与された者に対して間接経費の配分に関する特例を設けることができる。

(研究教授の責務)

第7条 研究教授は岡山大学研究ポリシーを踏まえ研究活動を行うとともに、外部資金の獲得に努めるものとする。

(関係部署における協力)

第8条 研究教授の属する部局及び本部は、岡山大学における研究力強化が重要であることに鑑み、研究教授が研究代表者として研究活動を進め、成果を上げられるよう支援に努めるものとする。

(事務)

第9条 研究教授に係る業務は戦略的プログラム支援ユニット（同ユニットの事務を行う研究交流企画課を含む。）が行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 本規則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 本規則は、平成34年3月31日をもって廃止し、研究教授の称号は同年4月1日以降、利用することができない。